第

2501

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 3月 18日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇔ 更正の請求

A: 税務署長に対し、更正の請求をして下 さい。

【解説】

税務では、提出した確定申告書に記載した 課税標準等又は税額等の計算が国税に関する 法律の規定に従っていなかったこと又はその 計算に誤りがあったことにより、次のいずれ かに該当する場合は、確定申告書の提出期限 から1年以内に限り、税務署長に対し、課税 標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請 求をすることができるとされています。

- ①納付すべき税額が過大であるとき
- ②純損失等の金額が過小であるとき又は純損 失等の金額の記載がなかったとき
- ③還付金が過小であるとき又は還付金の記載 がなかったとき

これを更正の請求といいますが、更正の請求をする場合には次の事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければなりません。

- ①更正前の課税標準等又は税額等
- ②更正後の課税標準等又は税額等
- ③更正の請求をする理由
- ④その他参考となるべき事項 この更正の請求をすると、納めすぎた税金 は還付されます。







